

飲酒運転事故防止警報

1 依頼事項

山梨県内において、飲酒運転を伴う交通死亡事故が1年以内に2件発生しました。このため、山梨県交通安全対策本部及び山梨県交通対策推進協議会では、「山梨県飲酒運転根絶運動実施要領」に基づく緊急対策として、「飲酒運転事故防止警報」を発出します。

つきましては、次のとおり情報提供をしますので、市町村、関係機関・団体等におかれましては、飲酒運転事故防止対策の一層の推進をお願いします。

また、飲酒運転による悲惨な交通事故の未然防止に向け、飲酒運転の危険性や交通安全の重要性について県民への周知を図り、交通安全意識の高揚に努めていただきますようお願いいたします。

2 該当事故の概要

(1) 事故1：令和8年2月16日

富士吉田市内の県道において、24歳男性が酒気帯びの状態で普通乗用車を運転し、民家の塀に衝突した事故で、同乗していた25歳女性が死亡した。

(2) 事故2：令和8年7月29日

甲府市内の国道において、54歳男性が酒気帯びの状態で軽乗用車を運転し、交差点を右折する際、直進してきたオートバイ2台と衝突した事故で、オートバイを運転していた52歳男性が死亡し、もう1台の53歳男性が打撲の怪我を負った。

3 県内の交通事故発生状況

(1) 県内の飲酒運転による死亡事故発生状況【令和8年7月29日時点】

・発生件数 2件（前年比+1件）

(2) 過去の飲酒運転による交通事故推移（令和8年は6月末）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
飲酒運転による交通事故件数	24件	38件	33件	29件	10件
飲酒運転による交通事故死者数	2名	2名	1名	2名	1名

4 広報・啓発時における留意点

- (1) 主催機関・団体が連携した各種キャンペーンや広報啓発活動の実施
- (2) 飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」）の徹底
- (3) 飲酒運転の危険性及び罰則規定についてあらゆる媒体を活用した広報等による周知徹底
- (4) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進
- (5) 業務において自動車を使用する者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底